

# 第13次鳥獣保護管理事業計画等(最終案)について

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画※1 (計画期間: 令和4年度～8年度)の内容 ※1鳥獣法に基づき、国が定める基本指針に則して、県の鳥獣の保護及び管理事業の実施に関する計画

1. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
2. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
3. 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
4. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
5. 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
6. 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
7. 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

**【令和3年10月国指針の改正】**  
 第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のため、より被害等の実態をふまえた指標を設定し、管理に取り組む

**【市町からの意見】**  
 タヌキ、イタチ類、アナグマ、ニホンザル、アオサギの捕獲許可期間の延長

(2) 第二種特定鳥獣管理計画※2(計画期間: 令和4年度～8年度)の内容 ※2生息数の増加とともに、農林業被害が大きい鳥獣を管理する計画

	ニホンジカ (現行: 第4期)	イノシシ (現行: 第3期)	ニホンザル (現行: 第2期)
現行計画 (H29～R3)	<b>【目標】</b> 国の目標に準じ、生息数を半減 (H24 約6.6万頭 → R5 約3.3万頭) (現状(R2)約4.9万頭) <b>【実施内容】</b> 捕獲制限解除 狩猟期間の延長 禁止猟法の一部解除	<b>【目標】</b> 被害金額を7千6百万円に軽減 ※H12以降で最低の金額 (現状(R2)約9千5百万円) <b>【実施内容】</b> 加害個体の集中的捕獲 狩猟期間の延長 禁止猟法の一部解除	<b>【目標】</b> 国の目標に準じ、加害群(41群)を半減 (現状(R3)40群 H28から16群減・15群増) <b>【実施内容】</b> 群れ単位に管理方針を定め、追い払いを基本に、必要に応じて捕獲
次期計画 (R4～R8)	<b>【目標】</b> 「農業被害が大きい集落の割合」を20%以下とする 「森林下層植生の衰退が著しい箇所」の割合」を30%以下とする <b>【実施内容】</b> 捕獲制限解除の延長 狩猟期間の延長の継続	<b>【目標】</b> 被害金額を7千6百万円に軽減 <b>【実施内容】</b> 加害個体の集中的捕獲 狩猟期間の延長の継続	<b>【目標】</b> 加害群(40群)を半減 <b>【実施内容】</b> 群れ単位に管理方針を定め、追い払いを基本に、必要に応じて捕獲

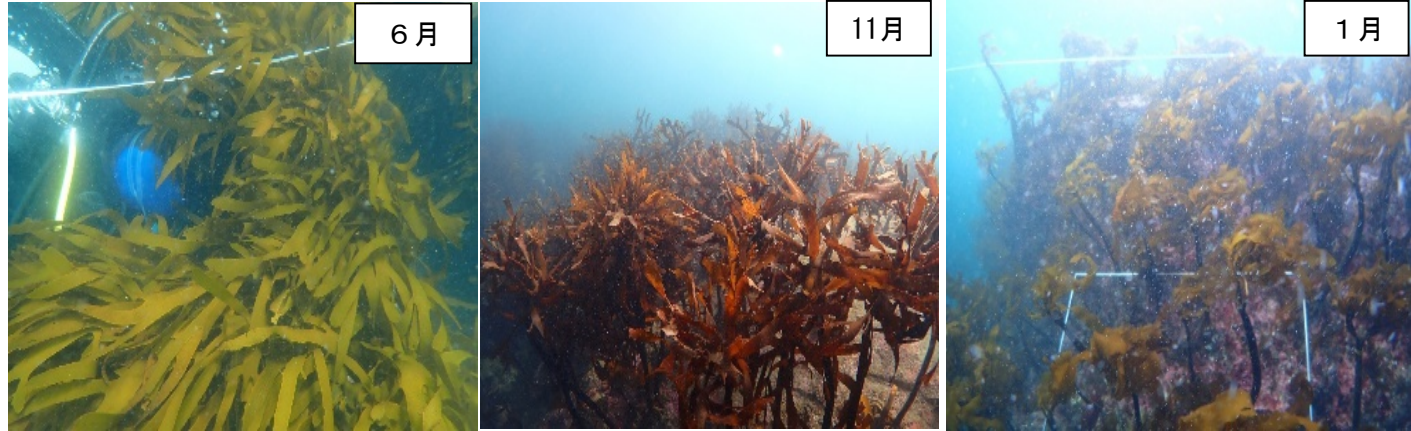
# 藻場再生に向けた取組について

## 志摩半島沿岸における藻場モニタリング調査

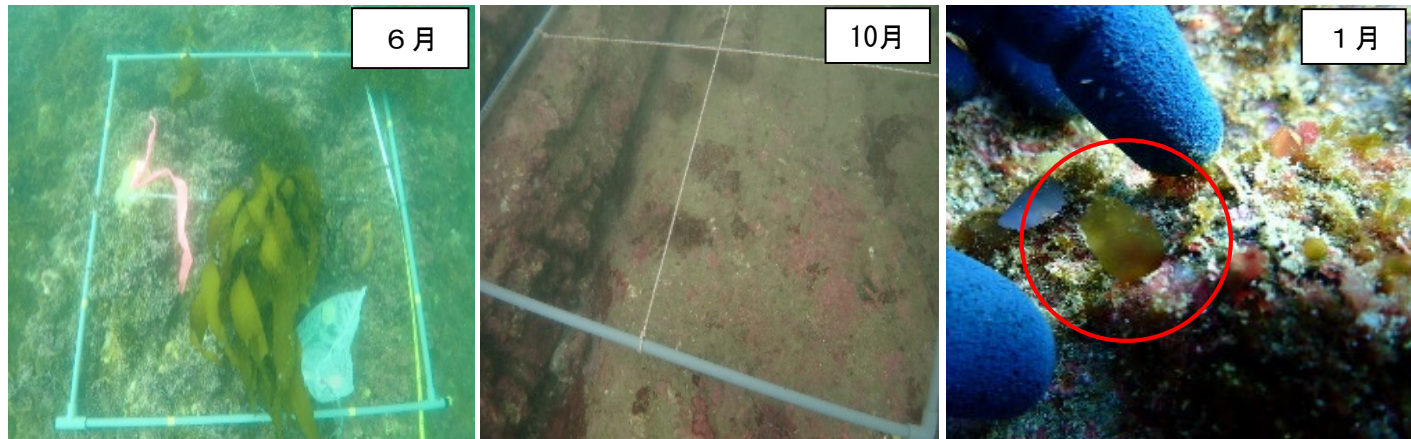


### 【 潜水調査結果 】

○安乗地区 藻場状況



○波切地区 藻場状況



### 【 食害調査結果（波切地区 11月） 】



アイゴ（左）とブダイの未成年（右）



3日後

